

目黒区奨学資金貸付金の債権放棄について

目黒区奨学資金貸付金については、様々な債権回収の努力を進めてきたところであるが、消滅時効の完成により、目黒区債権の管理に関する条例（以下、「条例」という。）の規定に基づき、令和5年5月31日（令和5年度の不納欠損として計上する）に8件の債権を放棄し、目黒区会計事務規則第44条の規定に基づく不納欠損処理を行ったので、条例第6条第3項の規定により報告する。

1 目黒区奨学資金貸付金

- (1) 放棄債権額 857,000円
- (2) 債務者 元目黒区民A氏 外7名
- (3) 放棄に至るまでの経緯

元目黒区民A氏外7名については、昭和42年4月から昭和55年4月にかけて目黒区奨学資金貸付金を借受けたが、未償還額を滞納した。区は、督促等によりA氏外7名に対し未償還額の返還を求めたが、A氏外7名からの返還はなく、消滅時効が完成した。

今後、時効の援用も見込まれず、消滅時効が完成しているため、今回放棄に至ったものである。

なお、元目黒区民A氏外7名についての詳細は裏面のとおりである。

2 根拠法令

目黒区債権の管理に関する条例第6条第1項第1号（消滅時効完成）

3 放棄決定日

令和5年5月31日（令和5年度の不納欠損として計上する）

4 経理処理

目黒区会計事務規則第44条の規定に基づく不納欠損処理を行った。

以 上

元目黒区民A氏 外 7名の詳細

	債務者	債権 発生日	消滅時効 完成日	債権額	※債務者の 状況	※連帯保証人の 状況
1	A氏	S61.12.1	R4.4.21	¥53,000	住所把握済	存命 (94歳)
2	B氏	H2.7.1	H16.1.1	¥39,000	住所把握済	存命 (81歳)
3	C氏	H1.6.1	H16.1.1	¥50,000	住所把握済	死亡 (63歳)
4	D氏	S60.12.1	H11.7.1	¥70,000	死亡 (58歳)	死亡 (65歳)
5	E氏	H4.6.1	H21.1.1	¥52,000	不明	死亡 (75歳)
6	F氏	S58.12.1	H23.1.1	¥267,000	住所把握済	死亡 (71歳)
7	G氏	H5.12.1	H25.1.1	¥285,000	住所把握済	死亡 (82歳)
8	H氏	H4.12.1	H19.1.1	¥41,000	住所把握済	死亡 (69歳)

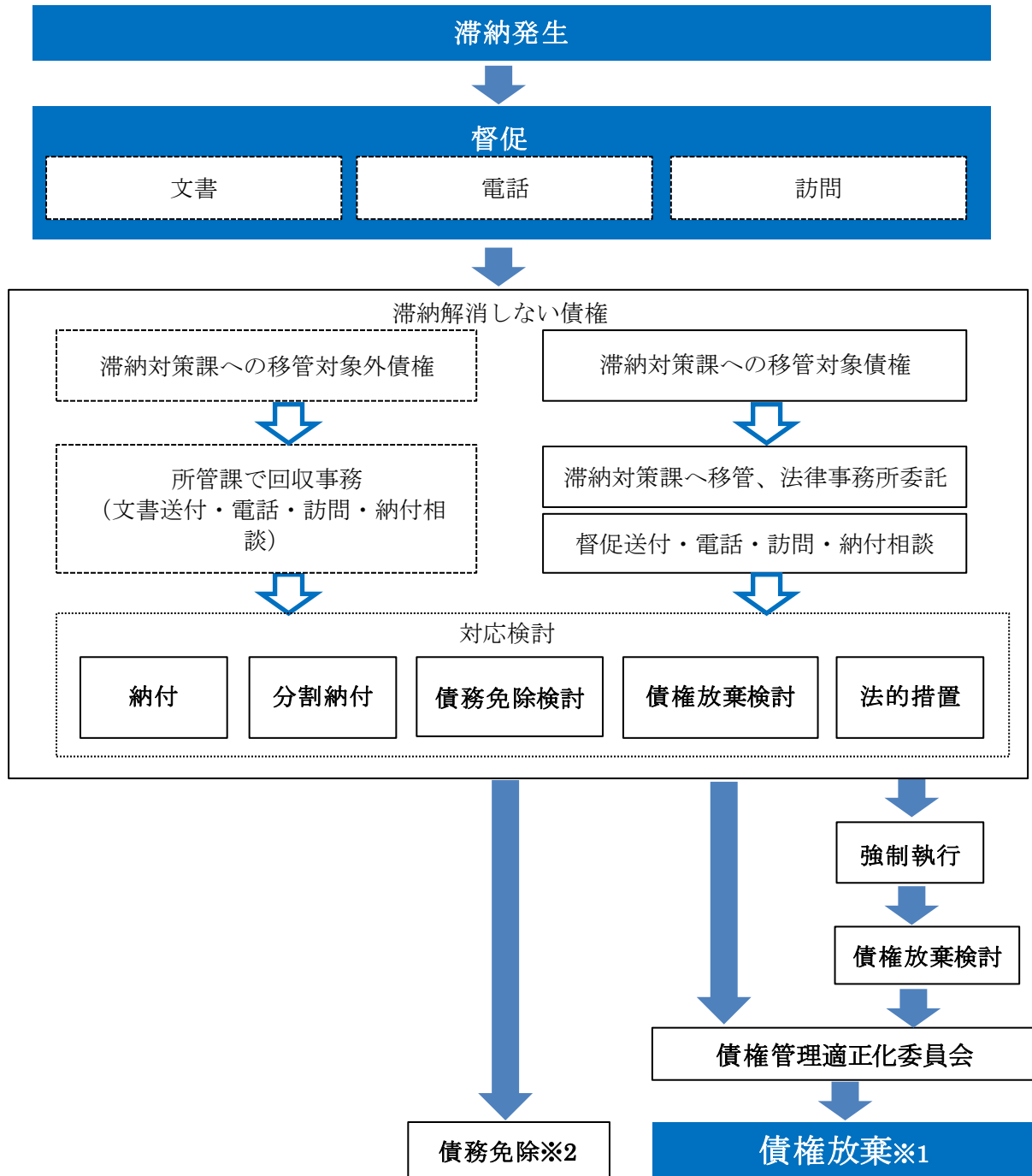
※死亡者の年齢は死亡時のものである。

債権額合計 8名 857,000円

1 区の債権の種類

- (1) 強制徴収債権：法令に基づき自ら強制執行（差押等）ができる債権
 (例) 特別区民税・都民税、国民健康保険料、介護保険料等
- (2) 非強制徴収債権：強制徴収債権以外の債権
 (例) 奨学資金貸付金、女性福祉資金貸付金等

2 非強制徴収債権の債権放棄までの流れ



※1 債権放棄

様々な手続を経た上で、最終的に債権管理条例第6条に該当する債権について、債権放棄する。

1項第1号：消滅時効完成、1項第2号：破産免责、1項第3号：相続・限定承認

2項第1号：生活困窮状態（200万円以下の債権）、2項第2号：強制執行後無資力状態（200万円以下の債権）

※2 債務免除

各債権個別条例の「債務免除」の規定に該当する場合は債務免除となる（債権放棄には該当しない）